

○障害者を雇用する場合の機械等の割増償却

(措法13条、措令6条の5、措規5条の15)

概要

青色申告書を提出する個人が、昭和48年4月1日から平成30年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内の日の属する各年において障害者を雇用し、かつ、その障害者の雇用割合が100分の50（雇用障害者数が20人以上である場合には100分の25）以上である場合、または、雇用障害者数が20人以上であり重度障害者割合が100分の50以上であり、かつ、その年の12月31日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する法定雇用障害者数以上である場合には、その年の12月31日における機械および装置ならびに工場用の建物およびその附属設備のうち、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして一定のものうちその年の指定期間内またはその年の前年以前5年以内に取得等したもの（以下「障害者使用機械等」といいます。）についての償却費の額として、条件を満たす場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、その個人が有する一定の減価償却資産について、通常の償却費の額と、その償却額に定められた割合を乗じた金額との合計額以下の金額（ただし、通常の償却費の額以上の額）を必要経費に算入することができます（措法13①・平23法82改正附23、措令6の5、措規5の15）。

所
資
税
務
特
例
三

適用要件

1 用語の意義

(1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律2条2号に規定する身体障害者、同条4号に規定する知的障害者および同法69条に規定する精神障害者をいいます（措法13③一）。

(2) 障害者雇用割合

その年の12月31日における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数（下記(3)）の割合をいい、具体的には、その年の12月31日（注1）におけるその個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたその個人の常

二
〇
八

時雇用する従業員の数(注2)を合計した数に対する雇用障害者数の割合をいいます(措法13③二、措令6の5②)。

なお、算式で示すと次のようになります。

[算式]

障害者雇用割合 = 雇用障害者数 / 常時雇用する従業員の総数

(注1) その個人が年の中途において死亡し、または事業の全部を譲渡し、もしくは廃止した場合には、その死亡し、または事業の全部を譲渡し、もしくは廃止した日とします。

(注2) 障害者の雇用の促進等に関する法律43条3項に規定する短時間労働者(以下「短時間労働者」といいます。)にあっては、その短時間労働者の数に2分の1を乗じた数とします(措規5の15)。

(3) 雇用障害者数

その年12月31日において常時雇用する障害者、障害者の雇用の促進等に関する法律2条3号に規定する重度身体障害者、同条5号に規定する重度知的障害者、同法43条3項に規定する身体障害者または知的障害者である短時間労働者、同条5項に規定する重度身体障害者または重度知的障害者である短時間労働者および同法71条1項に規定する精神障害者である短時間労働者の数を基礎として、その年12月31日における個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたその個人の常時雇用する次に掲げる障害者の数(重度障害者以外の短時間労働者にあっては2分の1を乗じて得た数とします。)を合計した数とします(措法13③三、措令6の5③、措規5の15)。

- ① (1)の障害者(短時間労働者を除きます。)
- ② ①のうち、重度身体障害者および重度知的障害者
- ③ 身体障害者または知的障害者である短時間労働者(④の者を除きます。)
- ④ 重度身体障害者または重度知的障害者である短時間労働者
- ⑤ 精神障害者である短時間労働者

(4) 基準雇用障害者数

その年の12月31日において常時雇用する障害者、身体障害者または知的障害者である短時間労働者および精神障害者である短時間労働者の数を基礎として、その年の12月31日における個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたその個人の常時雇用する(3)の①および③から⑤までに掲げる障害者の数(③から⑤までの障害者にあっては2分の1を乗じて得た数とします。)を合

計した数とします（措法13③四、措令6の5④、措規5の15）。

(5) 重度障害者割合

その年の12月31日における基準雇用障害者数（上記(4)）に対する重度身体障害者、重度知的障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律69条に規定する精神障害者の数を合計した数の割合をいい、具体的には、その年の12月31日における個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたその個人の常時雇用する(3)④の重度身体障害者および重度知的障害者ならびに(3)⑤に掲げる精神障害者の数（短時間労働者にあつては2分の1を乗じて得た数とします。）を合計した数の割合とします（措法13③五、措令6の5⑤、措規5の15）。

2 適用対象者

次のいずれかに該当する者が適用対象者となります（措法13①）。

- ① 障害者雇用割合が50%以上である者
- ② 雇用障害者数が20人以上で、障害者雇用割合が25%以上である者
- ③ 次の全てを満たしている者
 - ㊦ 基準雇用障害者数が20人以上であつて、重度障害者割合が50%以上であること
 - ㊧ その年の12月31日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律43条1項に規定する法定雇用障害者数以上であること

3 障害者使用機械等の範囲

障害者使用機械等は、障害者が労働に従事する事業所にあるものであることにつき個人の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けた機械および装置ならびに工場用の建物およびその附属設備のうちその年の指定期間内またはその年の前年以前5年以内の各年において取得し、または製作し、もしくは建設したものとされています（措法13①、措令6の5①）。

4 合計償却限度額の計算

合計償却限度額の計算は、次のとおりです（措法13①）。

- (1) 機械および装置ならびに車両および運搬具

$$(\text{通常償却費の額}) (\text{強制償却}) + (\text{通常償却費の額}) \times 24 / 100 = \text{合計償却限度額}$$
- (2) 工場用の建物および附属設備

$$(\text{通常償却費の額}) (\text{強制償却}) + (\text{通常償却費の額}) \times 32 / 100 = \text{合計償却限度額}$$

所
資
税
務
特
例
三

二
〇

5 障害者使用機械等から除かれる資産

所有権移転外リース取引により取得した障害者使用機械等については、この特例の適用はありません（措法13①）。

6 償却不足額の繰越し

障害者使用機械等について、供用年の合計償却限度額のうち、供用年の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入しなかった部分の償却不足額については、翌年に繰り越して必要経費に算入することができます（措法13②）。

手 続

提出書類	確定申告書
	【添付書類】 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却に関する明細書
提出時期	確定申告時
提出先	納税地の所轄税務署長
申告要件	この特例の適用を受ける場合は、確定申告書等に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載をし、かつ、上記書類を添付しなければなりません（措法13④・11③）。
重複適用の留意点	他の特別償却等の規定（租税特別措置法10条の2から10条の4まで、10条の5の2、10条の5の4、11条から12条の2までまたは13条の2から15条までの規定等）との重複適用はできません（措法19）。

所資税務特例三

二
二
一

○居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

（措法31条の3、措令20条の3、措規13条の4）

概 要

個人が、その有する土地等または建物等で、所有期間が譲渡した年の1月1日現在で10年を超えている一定の要件に該当する居住用財産である土地等または建物等を譲渡した場合に、その課税長期譲渡所得金額については、他の土地建物等に係る譲渡所得と区分し、課税長期譲渡所得に対する税率15%（地方税5%）を、課税長期譲渡所得の金額のうち6,000万円以下の部分については10%（地方税4%）、6,000万円を超える部分については15%（地方税5%）とする特例です（措法31の3）。

なお、平成25年から平成49年までの各年分については、各年分の所得税額に2.1%を乗じた金額が復興特別所得税として加算されることとなります（復興財確法13）。

適用要件

1 譲渡する資産

個人が、その有する土地等または建物等でその年1月1日において租税特別措置法31条2項に規定する所有期間が10年を超えるもののうち居住用財産に該当するものの譲渡であることが必要です（措法31の3①）。

なお、居住用財産とは、次の家屋または土地等をいいます（措法31の3②）。

- ① 個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの
 - ② ①の家屋で個人の居住の用に供されなくなったもの（個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されるものに限り、ます。）
 - ③ ①および②の家屋およびその家屋の敷地の用に供されている土地等
 - ④ 個人の①の家屋が災害により滅失した場合において、個人がその家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年1月1日において所有期間が10年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されるものに限り、ます。）
- また、個人が居住の用に供している家屋のうちその居住の用以外の用に供して

いる部分があるときは、その居住の用に供している部分に限られ、その者がその居住の用に供している家屋を2以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてその居住の用に供していると認められる一の家屋に限ります（措令20の3②）。

2 譲渡の相手方

譲渡は、個人の配偶者その他の個人と次の特別の関係がある者に対してするものでないことが必要です（措法31の3①、措令20の3①）。

- ① 個人の配偶者および直系血族
- ② 個人の親族（①の者を除きます。）で個人と生計を一にしているものおよび個人の親族で居住用財産の譲渡がされた後個人とその家屋に居住をするもの
- ③ 個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者およびその者の親族でその者と生計を一にしているもの
- ④ ①から③までの者および個人の使用人以外の者で個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているものおよびその者の親族でその者と生計を一にしているもの
- ⑤ 個人、個人の①および②の親族、個人の使用人もしくはその使用人の親族でその使用人と生計を一にしているものまたは個人に係る③および④の者を判定の基礎となる所得税法2条1項8号の2に規定する株主等とした場合に法人税法施行令4条2項に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のあることとなる会社その他の法人

所
資
税
務
特
例
五

3 譲渡者

個人が、その年の前年または前々年において既にこの特例の適用を受けていないことが必要です（措法31の3①）。

手 続

確定申告書

【添付書類】

- ① 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】
- ② 譲渡資産の登記事項証明書

六
二
〇

第2章 資産税 第3 租税特別措置法（譲渡所得）関係

提出書類	<p>③ その土地建物等が前記適用要件1の①から④までのいずれかの資産に該当する事実を記載した書類</p> <p>④ その譲渡に係る契約を締結した日の前日においてその譲渡をした者の住民票に記載されていた住所とその譲渡をした土地建物等の所在地とが異なる場合その他これに類する場合には、上記の書類および戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類でその土地建物等が前記適用要件1の①から④までのいずれかの資産に該当することを明らかにするもの</p>
提出時期	確定申告時
提出先	納税地の所轄税務署長
申告要件	<p>特例の適用を受けるためには、確定申告書に特例を受けようとする旨を記載した上で、上記書類を添付する必要があります（措法31の3③、措規13の4）。</p> <p>なお、確定申告書の提出がなかった場合またはその記載もしくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出または記載もしくは添付がなかったことについて、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときはその記載をした書類および上記書類の提出があった場合に限り、この特例を適用することができます（措法31の3④）。</p>
	<p>次の特例との重複適用はできません（措法31の3①）。</p> <p>① 固定資産の交換の特例（所法58）</p> <p>② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例（措法31の2）</p> <p>③ 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）</p> <p>④ 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の2）</p> <p>⑤ 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の3）</p> <p>⑥ 特定の居住用財産の買換えの場合の課税の特例（措法36の2）</p>

所
資
税
務
特
例
五

六
二

重複適用の
留意点

- ⑦ 特定の居住用財産を交換した場合の課税の特例（措法36の5）
- ⑧ 特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例（措法37）
- ⑨ 特定の事業用資産を交換した場合の課税の特例（措法37の4）
- ⑩ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えおよび交換の課税の特例（措法37の5）
- ⑪ 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例（措法37の6）
- ⑫ 大規模な住宅地の造成のための交換等の場合の課税の特例（措法37の7）
- ⑬ 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例（措法37の9の4）
- ⑭ 平成21年および平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例（措法37の9の5）